

会 議 録

| | |
|---------|--|
| 会 議 名 | 第2回徳島市男女共同参画プラン策定市民会議 |
| 開 催 日 時 | 令和4年10月26日(水) 午後1時30分～午後3時 |
| 開 催 場 所 | 徳島市役所 8階 庁議室 |
| 議 題 | 1 開会 2 議事 (1) 第4次男女共同参画プラン・とくしま(素案)について (2) その他 3 閉会 |
| 出席委員 | 8人 |
| 傍 聴 者 | 0人 |

| 協議経過及び協議結果 | |
|---------------------------------|--|
| 開 会 | |
| 議事 (1)第4次男女共同参画プラン・とくしま(素案)について | |
| 事務局 | 説 明 |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。皆様のご意見を一人ひとりお伺いしたいと思えます。まずは資料1の方針についてお伺いしたいと思えます。その後、資料3をもとに、成果指標が妥当であるかについてお伺いしたいと思えます。その後は自由に意見をいただければと思えます。何かご意見がある方いらっしゃいますか。</p> |
| B委員 | <p>資料1の54ページを見ていただくと、「在住外国人の相談支援」とあるのですが、不法滞在者等は含まないという理解でよろしいですか。</p> |
| 事務局 | <p>在住外国人の相談ということですが、日常生活における悩みごとや、防災、救急などの点で悩まれている外国人の方を対象に相談事業を実施しております。不法滞在につきましては、法務局などと連携しながらということになってくると思えます。</p> |
| 会長 | <p>不法滞在者について特に言及はしないということによろしいですか。その他いかがでしょうか。</p> |

| | |
|------|--|
| A 委員 | 資料1の52ページに「ひとり親家庭への支援」とあり、「養育費について半数以上の世帯で取り決めがなく」とあるのですが、もし養育費が払われなくなった場合にどうすればよいのかということが重要だと思います。 |
| 事務局 | 市等でも養育費が払われるように、弁護士費用等の補助などを今年度から実施しております。 |
| B 委員 | 離婚して、こちらが子どもを引き取って、相手がまだ生きているという状況では法的には養育費を取れるのですが、相手側が逃げてしまってどこで何をしているのかわからない、そもそも生活保護を受けている状況であるなどということになると、法的には請求できても、現実には取り立てができないという問題があって、半数以上がということは確かに私の感覚ではその通りなのかなと思います。最初何年かは払うけれど、その後どこにいるのかわからないなどということになるので、市で何か支援をしていただければというのはあります。弁護士を付けたからと言って必ず取れるわけではなく、なかなか難しい。 |
| 会 長 | ありがとうございます。そういう実態について私は全く知らなかったので大変参考になりました。弁護士費用のサポート以外に、市として何か実効性のある支援はどういったものが望ましいのでしょうか。 |
| B 委員 | 相手の男性の居所を、市が勝手に漏らすということではできないでしょうから、役所の方にもある程度、養育費などの知識をつけていただく。日本の離婚手続きで一番多いのが協議離婚という形です。調停離婚とか裁判での離婚になると、養育費の取り決めは成されて、相手が払わなくなったら、割と簡単な手続きで差し押さえができます。差し押さえをしても逃げられる可能性はあるのですが、多くの場合はそれで救済されます。しかし、協議離婚の場合は、お互いが任意で作ったような書面で養育費の取り決めが成されているとか、口頭でしか取り決めがされていないとか、そもそも養育費について決めていないなどという場合があって、それでも離婚は成立するので、その後払われない場合に女性側がどうやって請求するかというと、また養育費の調停を改めて起こしたり、それで払われなければ裁判所に決めてもらったりなどして、そこから差し押さえの手続きとなるので非常に時間がかかります。であれば協議離婚であっても公正証書を作っておく。公正証書があれば、調停などを挟まなくても、いきなり差し押さえができるので、そういったことをアドバイスできるように知識として持っておいていただければと思います。平和裏に離婚できたとしても、弁護士や司法書士などの専門家に相談に行って、調停にするのか、任意の離婚であっても、公正証書を作るのかということ聞いた方がいいというようなアドバイスをできる人が必要なのかな |

| | |
|-------------|--|
| | <p>と思います。</p> |
| D 委員 | <p>徳島市の支援で、今言っていただいたような公正証書の手数料などを支援してくれるものもあるので、それを職員が理解して、伝えていくことが大事だと思います。あと離婚のことでお伺いしたいのですが、面会交流というものが増えてきていると思うのですが、そういうことも取り決めはできるのでしょうか。</p> |
| B 委員 | <p>できます。それは離婚の時に取り決めてもよいですし、調停で離婚をする場合にも、求めれば調停がまとまった時に入るということになっています。大前提として、養育費の支払いと面会交流は完全に独立したものとなっています。裁判所としては、子どもにとって両親と会って成長することが好ましいので、面会交流をさせてくれと言った時に、養育費を払っていないということと言われても無視してもよいということになっています。それでも会わせてくれなければ、面会交流の調停を起こして、最終的には裁判所が審判で権力的に決めてくれますし、損害賠償請求ができるようになることはあります。面会交流が成立したからといって、勝手に子どもを連れて帰ると誘拐になってしまうので、取り決めをすることは可能です。</p> |
| D 委員 | <p>そういう知識もサポートしてくれるといいですね。</p> |
| B 委員 | <p>そうですね。面会交流、養育費、離婚、親権についての取り決めぐらいであれば、おそらく公証役場で公証人の方もそういう書式を持っているので、紛争がない状態であれば、公証人の方に相談して、適当なものを作ってもらって、できると思います。もっと揉めるようであれば、弁護士に相談ですが、その時は法テラスを使って弁護士費用を無料にできる場合があります。そういった知識も役所の人が持っておいていただければと思います。</p> |
| E 委員 | <p>仕組みがよくわからないのですが、離婚は離婚届を出したら終わり、そこで揉めたら調停や裁判をしようと思っていたのですが、あっていますか。</p> |
| B 委員 | <p>大体あっていますが、調停に行った場合は、そもそも離婚届が作れません。両者の合意がない場合は協議離婚ができません。その場合は次の手段と言えば調停しかありません。調停で離婚についての合意ができなければ、調停不調となり、最後に裁判となります。</p> |
| E 委員 | <p>裁判や調停になった場合、養育費の話とか親権の話は決まってくると思うのですが、一般的に課題になるのは、普通に離婚届を出して別れた後で問題が出てきましたということだと思います。離婚後の生活をどうやってサポー</p> |

| | |
|------------|--|
| | トしていくのか。悩み事相談のようなところをもっとアピールしたほうがいい気がします。例えば、相談を促す呼びかけですね。 |
| B委員 | 市役所で週1回、弁護士の無料相談会があると思いますが、離婚関係の相談が少ないように思います。皆さんがもっと離婚で法的なところを意識された方がいのかと思います。あと1つ、離婚はお金の部分で揉めていることが多いので、そういう場合は調停に行く前にまず、親権者を決めて離婚届を出していただいて、その上でお金の話を詰めてから、調停を起こして養育費等を決めるというやり方もあります。何故かというと、離婚ができていない状態で調停を起こした場合に、夫側が離婚調停を不成立にさせようとする場合があります。そういう場合は、先に離婚のところ合意できているのであれば、まずは協議離婚してから、落ち着いて改めて調停をするという流れをあえてやることもあります。 |
| 会 長 | ありがとうございます。離婚された方やひとり親家庭に対して、どういった法的サポートがあるのかということが、一般の人でもわかるような冊子やホームページに上にQ&Aを作って、専門的な知識をわかりやすく、そしていざとなれば法律の専門家と繋がれるように、そうしたことを周知できるような仕組みを準備することが必要ということですね。 |
| D委員 | 徳島市のホームページにはそういう支援があるということは既に載っています。それを必要な人に届けることが今は大事かもしれないですね。 |
| B委員 | 今はインターネットで「離婚」などを検索すればすぐ見られるので、そういうものを使える人はそもそも問題にはならないのではないかと思います。そういうものに繋がれない方に、どう情報提供をするかとなると、やはり窓口職員に最低限の知識を持っておいていただくことが大事だと思います。 |
| 会 長 | そうすると、例えば届け出をされた際に、こういったことが利用できますよということをまとめた冊子のようなものはどうでしょうか。 |
| D委員 | 今は、徳島市男女共同参画センターの女と男 ^{ひと} 生き方 ^{ひと} 相談や、県の男女共同参画総合支援センターときわプラザがあるので、離婚する前でもそこに相談しに行くと、こういう情報がありますよということを提供していただければ、どういう情報が自分にとって一番いいかということが考えられるのではないかと思います。窓口になる方が、いかにたくさんの情報を提供できるかが大きいと思います。 |
| 会 長 | こういった問題は色々な人に言って回るわけにはいかないなので、相談しづらいところがあると思います。当事者の視点から利用しやすい、情報が届き |

| | |
|------------|---|
| | <p>やすいやり方を検討していただけたらと思います。</p> |
| E委員 | <p>資料1の16ページ、17ページと資料2の体系図ですが、本体の資料1の方には、いきなり基本目標や基本方向が数字だけ書いてありますが、頭のところに、基本理念、基本目標、基本方向などを書いてもらえたらわかりやすいと思います。それと資料1の9・10ページの「第3次プランの評価」で、やりましたという内容は書いてありますが、評価はどうかということを書いていないので、できたこと、できなかったことをまとめて書いた方がプランの評価としてはいいのではないかと思います。</p> |
| 会 長 | <p>我々は行政に対して、完璧にできると考えがちですが、それは無理なので、そういう点も示していただくのがいいのではないかと思います。</p> |
| D委員 | <p>資料1の42ページの「子育て、介護に関する支援の充実」に、「保育所等」とありますが、ここに地域子育て支援拠点を入れていただきたいと思います。保育所に行っていないなくても相談できますという情報提供になります。それと「相談・指導等を行います」とありますが、最近は指導をあまりしないので、支援などの表現に変えていただきたいと思います。</p> |
| 会 長 | <p>今のご提案について事務局はいかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>地域子育て支援拠点や指導という部分を整理させていただきます。</p> |
| 会 長 | <p>その他プラン全体についていかがでしょうか</p> |
| A委員 | <p>資料1の53ページのセクシュアルマイノリティのところですが、セクシュアルマイノリティの多くは、就職活動の時に履歴書の顔写真や性別欄で悩まれる方が多い印象なのですが、そういった欄をなくすことは市や大学で検討することはできませんか。</p> |
| 会 長 | <p>確かに就職の際に、企業によっては性別欄がなかったり、大学等でもそういった取組が進んでいるところもあるのですが、市としてはどうなのでしょう。徳島市役所を志願される方の履歴書などで指定はあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>男女の欄ですが、ホームページ上でも採用試験の状況を出していて、その中に男女別で数字が出ていたと思うので、記載する欄はあると思います。今年度はわかりませんが、昨年度はありました。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>市役所に勤めるようになった後に、当然性別による差別はないという前提なので、必ずしも性別欄は必要ないと思いますがいかがでしょうか。私も学生に対するアンケートをしまして、これまでは男女別に集計することが当たり前のことなので性別を入れていたのですが、どちらでもない、答えたくないという選択肢を入れた方がいいのではないかという声も実際にあります。我々多数派の立場からするとあまりピンとこないのですが、今後十分に検討する価値はあると思います。その点についてはいかがでしょうか。</p> |
| <p>D委員</p> | <p>アンケートを取る際に、男性女性を答えたくないという選択肢を増やすところから始めてもいいかもしれません。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>回答しなかった人は外して集計、分析をすることが今までの形ですが、一定数おられますので、そこも検討する点だと感じます。では指標の方に移ろうと思います。資料3の成果指標について協議いただければと思います。第3次プランではアウトプット指標、つまり何をしたのかが中心でしたが、第4次プランではアウトカム、つまり何が実現したのか、どのように変わったのかを検証するということが変更点だと思います。何かお気づきの点がありましたらお願いします。</p> |
| <p>B委員</p> | <p>基本方向1の人権が尊重されていると感じる市民の割合ですが、質問の仕方が難しいなと思います。人権についての理解の度合いは個々によって違うので、その辺りで差が出てくると統計の取り方が難しいのではないかということと、一番下のセミナーや講演会のところですが、そもそもそういうものに参加する方は意識が高いので目標値を余裕で超えるのではないかと思います。あと、同じ方が何度も来られると思うので、指標としては甘いのではないかと思います。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>人権が尊重されていると感じる市民の割合の点ですが、調査は継続性が重視されており、これまでと表現方法が違っていると、前回とどういうところが違うのか分からないということもあると思います。一方で、問題点があるのであれば、修正した方が今後のためになると思います。いかがでしょうか。</p> |
| <p>C委員</p> | <p>主観的な指標を達成目標にすることは、確かに難しいと思います。例えば設問を変えて、人権を侵害されるようなことを経験しましたかというように、具体的な設問にすると、より正確な指標になるのではないかと思います。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>例えばジェンダーギャップの世論調査で、あなたの住んでいる場所ではどうですかというような聞き方をすると、女性の社会参加が進んでいない県よりも社会参加が進んでいる県の方が不満を感じている。なぜかという、県</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>による意識や基準の違いがあるので、継続性の問題もあると思いますが、ご検討いただきたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>人権が尊重されていると感じる市民の割合は、市が行っている市民満足度調査によるもので。総合計画での指標ともなっていますので、男女共同参画も同じように指標とさせていただきます。</p> |
| B委員 | <p>男女共同参画について人権が尊重されているかという質問ではなくて、一般的な話でということですね。そうすると人権侵害というのは、権力から市民の権利が制約されているということなので、例えば家庭内で妻に対して夫が差別的なことを言うというのは人権の話ではない。徳島市が男だから税金を安くしよう、女だから給料を安くしようということをするそれは人権侵害になります。警察の防犯カメラで自分の人権が侵害されていると感じたら、はいと答えるので、男女共同参画での指標として使うには広すぎるのではないかと思います。</p> |
| 会長 | <p>男女共同参画を目的とした指標ではなかったのということで今回の成果指標として適切かということをもう少し検討していただけたらと思います。場合によっては、こういったアンケートを実施する可能性はありますか。</p> |
| 事務局 | <p>計画策定の前年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施しています。</p> |
| 会長 | <p>人権が尊重されているかの代わりにする項目を作っただけだとより良い物になると思います。続きまして、セミナーや講演会等により理解が深まったかについてです。意識の高い固定メンバーが多く、当然高い数字になるのではという指摘でした。</p> |
| B委員 | <p>何回やるとか、地域を分けて行った上での目標の方がいいと思います。</p> |
| 会長 | <p>セミナーや講演などにより啓発活動を進めて行くことは大事だと思いますが、それを指標にするのは落としどころで悩まれたのかなと勝手に推測していますが。何かないですか。</p> |
| E委員 | <p>第3期が活動指標で今回が成果指標ということですが、成果指標の中で市民満足度調査とか、市民意識調査とか、これが毎年の結果を見るものではないわけですが。策定の前年度にしか調査しないのであれば毎年の活動指標を入れておいて、結果を見て、成果指標に結びつけるようなものをどこかで聞くようにすればいいのではないですか。</p> |

| | |
|------|---|
| 会 長 | 5年ごとだけでなく、中間的な部分でも確認していくべきではないかという意見でした。その他いかがでしょうか。 |
| F 委員 | 前回の会議で他の都道府県や市町村の男性の育児休業のデータを説明させていただいて、広島市がどのように把握しているのかを直接聞いてみましたが、広島県は毎年職場環境実態調査を実施し、把握しているということでしたので、徳島県でも同様の調査をしてもらえるように提言していくつもりです。市役所における男性職員の出産・育児関連制度（休暇・休業等）利用率100%というところは、実際の日数と合わせてみないと、本当に育児休業の代わりになるのかというところは数値だけではわからないと思いますので検討いただけたらと思います。またそれ以外の項目も現状値以上という目標が多く、これでは入れている意味が分からない。どこまでというところは示さないと、どのくらい進んでいるのかという評価もできないと思います。くみんのところも、例えば追加でえるぼしを入れるなど、ジェンダーギャップ解消に本気で取り組むのであればご検討いただければと思います。 |
| 会 長 | 3点提示していただきました。まず1点目は、市役所における男性職員の育児関連の休暇の利用というところですが、取得はしたが実態としてはどのくらいの日数を取っているのかという次のステップにも進めるのではないかと私も感じました。今年度の100%は達成できそうなのでしょうか。 |
| 事務局 | 現状何パーセントかは把握できていませんが、かなりの取組ができていますということは人事担当課から報告を受けております。また、今年から育児休業等取得計画書を作成し、上司から働きかけて、皆さん取っていただくということになっています。 |
| A 委員 | 男性職員の育児休暇取得についてなんですが、男性が何をしたかによって女性への負担などが変わってくると思います。休暇を取って、お酒を飲んで寝ているだけなら結局育児休業の意味がないし、女性の負担が増えるだけなので、何をしているのかというアンケートも必要ではないかと思います。あと、「防災サポーターにおける女性の割合」というのがありますが、具体的に防災サポーターとは何ですか。 |
| 事務局 | 今年度から防災士の資格を持つ方を防災サポーターということで市に登録していただいて活動する事業を始めたところです。 |
| 会 長 | 最初のご指摘の休暇を取得しただけで何もしないのではないかということについてはどうでしょうか。理想的には配偶者の方に満足度を聞くのがよいかもしれませんが、そこまで踏み込むのは難しいかもしれません。今回は休 |

暇・休業を取ること为目标として、次のステップとして、目标として可能なかを検討していただけたらと思います。

また、F委員からご指摘いただいた現状値以上となっているところが、志として低いのではないかということですが、私も評価委員として前回携わった関係で見えますと、できるだろうなというところと、なかなか難しいかなというところがあります。例えば「コミュニティ協議会における女性役員の割合」というのは、実際なっていた方がなかなかいないというのが現状です。私も目標値になるまで、女性の方に入っただけがいいじゃないかと思っていたのですが、地域のコミュニティの方は高齢の方が多くて、なかなか女性の方が出て来てくれないというのが現状です。できるものとできないものがあると思いますが、現状値以上となっているところは、数値目標が出せるか出せないか再度検討していただけたらと思います。最後は、ワーク・ライフ・バランスのところで、くるみの取得になっているんですが、くるみ自体そんなにハードルが高くないのではないかと感じてしまうのですが、ワーク・ライフ・バランスを測定するのは難しいので、苦労されたのではないかと思います。何か良い案があればと思います。

B委員

少し補足ですが、育児休業を取得して何をしているかというのは、市側が企業への調査項目に入れるのは簡単だと思います。ですが、市側が市役所職員に対して休暇の利用状況を聞くのは、例えば普通の有給休暇取得時に「何のために使うのか」と聞くのはご法度なんですよ。そういうのは逆に休暇取得を制約する方向に働くので、育休中に必ず育児をしなければならないと決まっているわけではなく、育休の使い方は労働者個々の自由なので。事実上奥さんの方が余計大変になるというのはまた別問題になります。役所側がそれを聞くのが、育休取得を制約する方に働いてくるように思うので、もし聞くのであればかなり慎重に聞いた方が、逆に労基署などに駆け込まれる可能性もあります。

D委員

今のお話で、育休中にどうしたかと聞くとそういう問題が出てくるので、奥さんが出産して1年以内にどのような家事支援や育児支援をしましたかというような聞き方だったら、参加しているか、していないのかわかりますし、職員の方がアンケート調査を見直すときに「みんなこれぐらいしているんだな」「自分はそこまでしていないな」など比較する資料になっていいのではないかと思います。それとともに、女性の管理職の職業従事者の割合というのがありますが、パートナーの方がどれくらい家事や育児をサポートしているのかということをごく知りたいと思いました。もしかしたら、ご結婚されていなくて管理職に就いた方、仕事を中心に考えたい方もいらっしゃると思いますし、なおかつ家庭を持たれて、仕事も男性と同じような仕事をして、家に帰ってから主婦メインの仕事をされているというのは、すごく大変なこ

| | |
|------------|--|
| | <p>とだと思うので、それを若い人達が見て「こういうパートナーを選べば、私にもできるかもしれない」と前向きになれるようなアンケートをとって、職員の方にも「みんなやろうよ」ともっていただけたいのではないかなと思います。</p> |
| C委員 | <p>くるみんの話に戻りますが、目標にくるみんの取得は書かれていますが、施策の本文の方にはくるみんのことは書かれていないように思いますので、本文に出てきていないものを指標にするということに違和感があります。施策としてそれを促すような記載をされるとか、そういうことが本文にあれば目標値になってもいいのかなと思います。</p> |
| 会 長 | <p>追加変更等を検討していただけるようでしたらお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>市民・地域・事業者の取組について記載している箇所がありますので、その「事業者の取組」として「くるみんを取得しましょう」ということを記載してまいりたいと思います。</p> |
| 会 長 | <p>基本方向1、2については出ましたが、基本方向3についてはいかがでしょうか。</p> |
| A委員 | <p>基本方向3のDV相談窓口について「知っているところはない」と回答した人の割合を8%以下にする、施策としてはDV防止等に向けた意識啓発にリーフレットやカード、広報紙、ホームページなどあるのですが、スーパー等では広報紙やリーフレット等を見たことがありますが、実際DVにあっている人が、そこまでたどりついて、わざわざかけることはないかなと思います。それよりもSNSの広告やLINEの広告などを利用した方が広がるのではないかなと思います。</p> |
| 会 長 | <p>ターゲットに合わせた広報戦略が必要ということですね。私もこういった仕事をしていきますと、市の広報紙などを意識して見るようにはなっていますが、学生さんなどですと、新聞とっている方も少ないでしょうし、ターゲットを絞って若年層には違う方法もいいのではないかというご提案をいただきました。他に何かありませんか。</p> |
| C委員 | <p>新規要介護等認定者の平均年齢が目標値になっているのが、これはどうなるのが望ましいのかなと思いました。</p> |
| 事務局 | <p>新規認定者の平均年齢が上がるということは、元気な高齢者が増えているということにもなります。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>C委員</p> | <p>普段、たくさん患者さんを看ているわけではありませんが、要介護認定というのは、病態に応じてサポートを受けられるために認定されるものだと思うので、もっと早い段階でみなさん認定を受けた方が、介護する方の負担を減らしたり、ご本人の機能レベルを高めるためにも、むしろこの年齢は下がる方が理想的なのかなと思うのですが。健康寿命ということになると、医療が進歩して治療がうまくいっているということであって、介護者の努力でどうにかなるということではないと思いますので、現実的に望ましい指標ではないように思いました。</p> |
| <p>B委員</p> | <p>介護認定しないようにしていると誤解されるかもしれません。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>できるだけ健康寿命を延ばして、高齢者になっても認定を受けなくてもいいのが理想的な社会だろうと考えられたのだと思うのですが、一方で現実の問題として介護認定が認めてもらえないというのが大きな課題だと思いますので、そのままだと単に介護認定しなきゃいいのかという誤解を招く恐れがありますかね。あと、健康寿命にしたらいいのではないかということについては、数値が取れるのかどうかというのもあると思います。</p> |
| <p>C委員</p> | <p>例えば、高齢者の就業率とか就業年齢とか、働いていて日常生活は健康におくれているというような別の指標は何かないでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>そういった指標も総合計画にはありまして、働いている高齢者の割合なども考えたのですが、それが3年に1回などで毎回計れるものではなく、担当課も指標の見直しを考えているということで今回の指標にしました。他都市の指標を見ていると、元気高齢者の割合などの指標もありましたので、指標につきましては今後検討させていただきたいと思います。</p> |
| <p>B委員</p> | <p>就業年齢でいくと、年金が引き下げられて、最近の物価高もあって働かざるを得ない高齢者が多い。何かの統計でみたら、徳島のタクシーの運転手の年齢が80代の方もいて、働いていることが健康長寿の象徴だということもどうかと思います。その方の意識はわかりませんが、本当は悠々自適に暮らしたいが、やらざるを得ないという方もいらっしゃると思うので、誤解を生む指標になるかもしれないということを検討された方がいいと思います。</p> |
| <p>D委員</p> | <p>「あらゆる暴力の根絶」というところで、DVをメインに考えられていると思うのですが、最近は虐待も増えているので虐待のことも入れた方がいいのではないかと思います。男女共同参画センターが親子の関係のセミナーをされるのも、心理的な虐待も含めてのセミナーだと思います。</p> |

| | |
|-----|---|
| B委員 | <p>虐待認定というのがあると思うのですが、自分の高齢の両親をほったらかしにしているとか、経済的暴力というのも経済的虐待とか、夫婦間でも精神的虐待とか、性的虐待とか、ネグレクトとか。その辺を何か入れ込んでいくというようなイメージですかね。</p> |
| D委員 | <p>対象が違うだけで、内容は同じだと思うので、そこら辺を入れられたらと思います。</p> |
| 会 長 | <p>このあたりも指標化するのは難しいとありましたが、認知件数などにするとまた問題が出てきてしまうのでしょうか。いじめの認知件数などになると、いじめが増えているというより、学校側がいじめをいじめとして認識できていなかったことに対する改善でもあったりするので、何を持って指標とすべきかが難しいと思います。ただ、先程のDV以外に範囲を広げることは可能でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>虐待といえば、子どもや高齢者への虐待もありますが、そちらについては、それぞれの計画でお示ししております。本プランは男女共同参画計画ということで、主にDVということで書かせていただいています。資料1の49ページの取組の中で「女性、子ども、高齢者、障害者等への暴力・虐待防止対策の推進」として書かせていただいております。</p> |
| 会 長 | <p>男女共同参画としては、DVを取り上げていくということで、ご納得いただけますでしょうか。何か他に伝えておきたいことなどはございませんか。</p> |
| G委員 | <p>私は後期高齢者の80歳ですが、今私が直面しているのは認知症の方のサポートについてです。この日曜日もサポートのお手伝いをしましたが、非常に大変です。特に男性が認知症になった場合に女性が介護する場合は、体力の差もありますのでさらに大変になります。認知症カフェという場があるのですが、その会場へ行くまでの家族の送迎が大変です。介護されている方は、認知症の方がカフェにいる2時間程度の間が唯一の娯楽の時間だそうです。</p> |
| B委員 | <p>市役所や地域包括支援センターに相談されているのですか。</p> |
| G委員 | <p>しています。デイサービスは、みなさん同じような方が集まっていますが、カフェは健常の方と認知症の方が半々でするので、全然雰囲気違います。高齢者を支える介護体制の充実に関して、援助の仕方、サポーターの養成など取り組んでほしいと思いました。</p> |
| 会 長 | <p>団塊の世代の方も今後要介護になり、高齢者の人口もどんどん増えていき</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>ますし、介護する方の精神的、身体的な負担は想像できないほどだと思いませんので、市民がいきいきと生きるためにも、何か市として取り組んでいただけたらと思います。</p> |
| D委員 | <p>介護については、仕事をしながら介護をしている方がどのように介護を乗り切っているのかというアンケートの取り方はどうでしょうか。親の介護の場合は、結婚していれば夫と妻がいると思いますが、それがどのように分担してサポートしているのかなど。ダブルケアといって、出産育児をしながら、介護をしている人達もいます。この状態で仕事に復帰などはできないと思うのですが、その方たちを女性としてどうやって社会に復帰できるかなど、具体的な内容が知りたいです。難しいかもしれませんが、その方がアンケートを見る側も自分と比較しやすいと思いました。</p> |
| 会長 | <p>介護されている方というのは身近にもいらっしゃいますし、女性が中心的もしくは強制的にそのような役割を担わなければならない環境ができていないのではないか。それを数値として把握することで、実態の把握や問題の解決にもつながっていくのではと思います。</p> |
| A委員 | <p>資料1の28ページで「若者のキャリア教育の推進」とありますが、若者に限らず全年齢層のキャリアの推進の方がいいのではないかと思います。</p> |
| 会長 | <p>今、まさに現在の内閣でリスキリングという学び直しについてかなりお金を使うという方針も出ています。若者に限らず人生100年の時代の中で、大学生の時に学ばばもう一生やっていけるというものではないので、幅広い年齢層の学び直しも含めた教育も推進していくということですね。</p> |
| F委員 | <p>男性の育児休業のススメのコラムの一番下の部分、「育MENプロジェクト」は「イクメン」のカタカナだと思います。</p> |
| 議事 (3) その他 | |
| 事務局 | 次回開催日程の連絡 |
| 閉 会 | |